

デリバティブの評価

デリバティブ取引により生じる正味の債権・債務は時価で評価する

金融調査部 研究員 斎藤航

第13回では、金融商品などのリスクを低下させたり、逆にリスクを取った上で高いリターンの獲得を目指したりする目的で設計された金融商品である「デリバティブ」の評価について見ていきます。

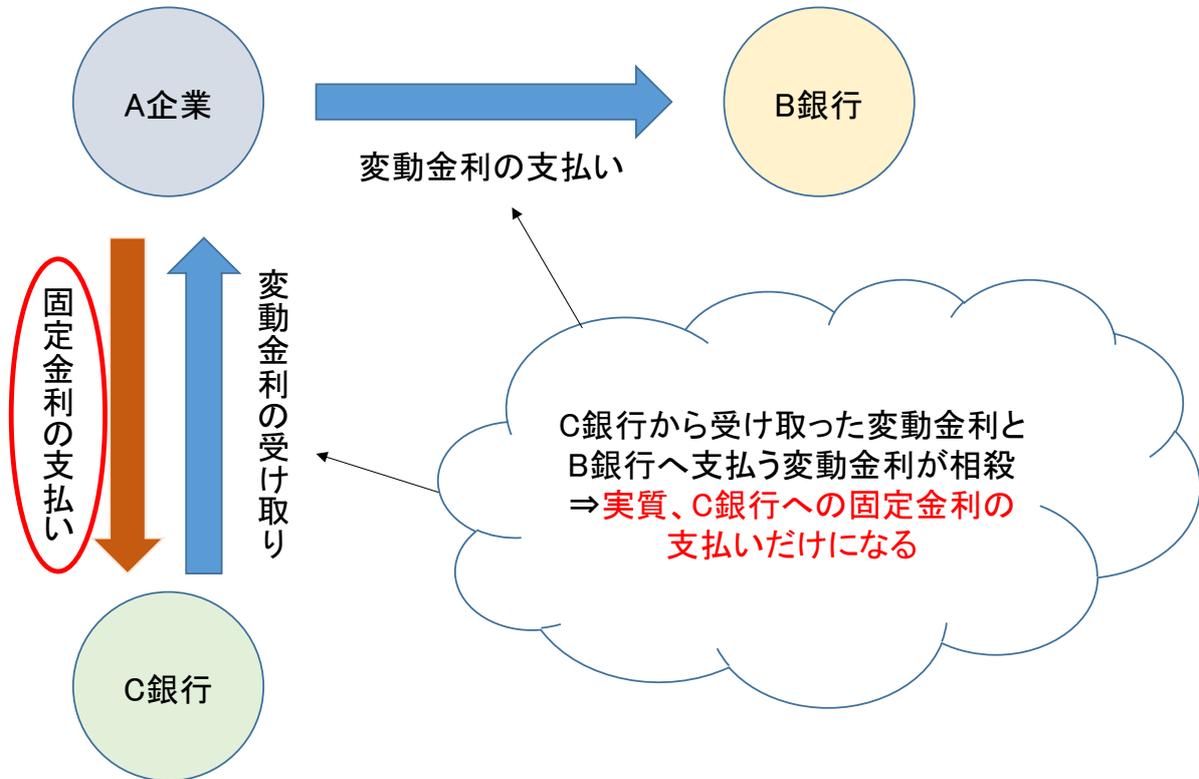
デリバティブとは？

今回は、デリバティブの評価について見ていきます。デリバティブの評価は、次回以降説明するヘッジ会計を理解する上で重要となります。[第2回](#)で説明した内容と重複する部分がありますが、改めて説明していきます。

デリバティブとは、金融商品などのリスクを低下させたり、逆にリスクを取った上で高いリターンの獲得を目指したりする目的で設計された金融商品のことをいいます。[第2回](#)では、先物取引を例に説明しましたが、今回は、スワップ取引を例に考えます。スワップ取引とは、あらかじめ決められた条件に基づいて、性質の異なる支払い義務を一定期間交換する取引のことをいいます。例えば、借入金の変動金利を固定金利と交換する「金利スワップ」と呼ばれるものがあります。

A企業がB銀行から借入をしていて、その利息が変動金利の場合、A企業は金利が変動するリスクを負わなければなりません。しかし、A企業がC銀行と金利スワップ取引を行い、C銀行から変動金利を受け取り、その代わりにC銀行に固定金利を支払うことで、C銀行から受け取った変動金利とB銀行へ支払う変動金利が相殺され、実質、A企業は変動金利ではなく固定金利を支払えばよくなります（図表1）。実質的に支払う金利が固定金利となり、支払い金額が確定するため、A企業にとって、変動金利を固定金利と交換する金利スワップは金利の変動によるリスクを回避できるというメリットがあります。

図表1 金利スワップのA企業から見たイメージ図



(出所) 大和総研作成

デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は時価で評価する

次に、デリバティブを会計上どのように評価するかについて説明します。

デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は原則として時価で評価します。そして、評価差額は、次回以降扱うヘッジ会計が適用される場合を除き、当期の損益として損益計算書に計上します。デリバティブ取引により生じる正味の債権及び正味の債務は[第2回](#)で説明しましたが、金利スワップを例に改めて見てみます。

金利スワップ取引を行うとき、将来の変動金利がいくらになっても、(契約時点で)決めておいた固定金利で支払うことを約束(契約)します。

その後、時間が経過して、決済時点で、金利スワップ取引の約束(契約)に基づいて、固定金利の支払いと変動金利の受け取りを行います。

さて、金利スワップ取引において固定金利を支払う代わりに変動金利を受け取るA企業を例に、時間を少し戻して、金利スワップ取引の約束(契約)をしたものの、まだ決済が行われる前に、企業の決算期末を迎えたとしましょう(図表2)。このとき、この金利スワップ取引により(将来の)決済時点で変動金利の受け取りと固定金利の支払いが予想されます。これらの決済時

点での変動金利の受け取り（50円）、固定金利の支払い（30円）それぞれを期末時点での割引価値¹に直します。すると変動金利の受け取りの割引価値は47円、固定金利の支払いの割引価値は28円になるとします。

[第2回](#)で説明したように、決済時点での損益を期末時点の価値に割り引いた値がプラス、つまり、「変動金利の受け取りの割引価値－固定金利の支払いの割引価値」がプラスであると期末時点で予想される場合は、「デリバティブ取引により生じる正味の債権」に該当します。逆に、決済時点での損益を期末時点の価値に割り引いた値がマイナス、つまり、「変動金利の受け取りの割引価値－固定金利の支払いの割引価値」がマイナスであると期末時点で予想される場合は、「デリバティブ取引により生じる正味の債務」に該当します。今回の例では、「変動金利の受け取りの割引価値－固定金利の支払いの割引価値＝47円－28円＝19円」でプラスであるため、「デリバティブ取引により生じる正味の債権」に該当します。

「デリバティブ取引により生じる正味の債権・債務」の価値は、「変動金利の受け取りの割引価値－固定金利の支払いの割引価値」になります。今回の例では、「変動金利の受け取りの割引価値－固定金利の支払いの割引価値＝47円－28円＝19円」であるため、評価額は19円ということになります。

以上が基本的な考えですが、実務上は、期末時点のデリバティブ（ここでは金利スワップ取引）の時価で判断します。つまり、デリバティブの期末時点の時価がプラスであれば「デリバティブ取引により生じる正味の債権」、マイナスであれば「デリバティブ取引により生じる正味の債務」とみなせ、その時価がデリバティブ取引により生じる正味の債権・債務の評価額となります²。今回の例では、金利スワップ取引の時価が19円となっていれば、この19円がデリバティブ取引により生じる正味の債権の評価額となるというわけです。

次回からは、こうしたデリバティブ取引を用い、将来のリスクを回避するために行う金融取引における特殊な会計処理であるヘッジ会計について見ていきます。

（次回予告：第14回 ヘッジ会計①）

¹ 割引価値とは、金利などを用いて、将来発生すると予想される収益や損失を、それより前の特定の時点の価値に変換したもののことです。

² なお、契約時点でのデリバティブの時価はゼロとします。例えば、図表2の金利スワップ取引を考えてみると、決済時点での変動金利が固定金利より低いと契約時点で予想される場合は、金利スワップ取引を結んでA企業が固定金利を支払うより、金利スワップ取引を結ばないで変動金利で支払った方がA企業にとって支払額が少なく済むため、A企業は金利スワップ取引を契約しないと考えられます。逆に、決済時点での変動金利が固定金利より高いと契約時点で予想される場合は、C銀行の変動金利の支払いがA企業からの固定金利の受け取りよりも大きくなってしまうため、C銀行は金利スワップ取引を契約しないと考えられます。従って、契約時点では、金利スワップ取引により交換する変動金利と固定金利の価値は等しい、つまり、契約時点でのデリバティブ（金利スワップ）の価値はゼロとみなせるのです。

補論：金利スワップの会計処理例（ヘッジ会計を適用しない場合）

A企業がB銀行から1,000円を借り入れ、その借入金の利息が変動金利であることから、A企業は実質、固定金利3%での支払いとするため、C銀行と金利スワップ契約（固定金利3%での支払い）を締結したとします（図表2で示した例と同じ設定だとします）。そのほか、X1年度期末の変動金利と金利スワップの時価は図表3の通りとします。

図表3 X1年度期末の数値例

X1年度期末	
変動金利	金利スワップの時価
5%	19円

（出所）大和総研作成

【X1年度期首】

A企業がB銀行から1,000円借り入れたとします。借入金という負債を増加させるとともに、現金という資産を増加させます。

(借方)		(貸方)	
現金	1,000円	借入金	1,000円

【X1年度期末】

B銀行へ借入金の利息を支払います。変動金利は5%であるため、 $1,000円 \times 5\% = 50円$ を現金で支払うとします。現金という資産を減少させるため貸方に計上するとともに、支払利息という費用を借方に同額計上します。

また、C銀行と金利スワップ契約を締結しているため、変動金利（5%）の受け取りと固定金利（3%）の支払いの差額を計上します。 $1,000円 \times (5\% - 3\%) = 20円$ を受け取ります。以下の仕訳によって、支払利息が一部相殺され、支払利息は30円となり、結果として固定金利の支払い額と同一になることが確認できます。

(借方)		(貸方)	
支払利息 (借入金)	50円	現金	50円

(借方)		(貸方)	
現金	20円	支払利息(金利スワップ)	20円

金利スワップの時価評価を行います。金利スワップのX1年度期末の時価は19円であるため、

時価評価額 19 円を収益として貸方に計上すると同時に、金利スワップ（資産）として借方にも同額計上します。

(借方)		(貸方)	
金利スワップ	19円	金利スワップ 損益	19円

以上